

○山梨県警察サイバー事案対処能力検定実施要領

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕  
〔 例規甲（サ対）第 8 6 号 〕

（概要）

この要領は、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の更なる強化を図るため、山梨県警察サイバー事案対処能力検定に関し必要な事項を定め、もって山梨県警察職員のサイバー事案への対処に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。